

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年1月18日 17時24分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港八幡防波堤灯台から真方位120° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯34°30.1′ 東経133°41.4′）
事故の概要	貨物船 ^{シンリヤン} XIN LIANGは、離岸操船中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年1月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 XIN LIANG（中華人民共和国籍）、3,580トン
船舶番号、船舶所有者等	9209726（IMO番号）、XINLIANG SHIPPING CO.,LTD
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	船底部全般に擦過傷、左舷プロペラ翼に擦過傷、右舷プロペラ翼に擦過傷を伴う亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期 岡山県南部には、1月18日09時44分に波浪注意報及び強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長ほか14人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、水島港玉島ハーバーアイランド6号ふ頭（東側が海域で、南北に延びた岸壁。以下「本件ふ頭」という。）に左舷着けして船首を北方に向けた状態から前進で離岸し、速やかに右転して東方に向けた後、少しずつ右転しながら東南東進した。</p> <p>本船は、水島港玉島東第4号灯浮標（標識の西方に可航水域、東方に岩礁、浅瀬等があることを示す右舷標識、以下「本件標識」という。）の北方を通過した後、本件標識の東方沖に拡張する浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げ、約1kn以下の速力で航行を続け、自力離礁を試みたが、動けなくなった。</p> <p>本船は、本件ふ頭を離岸後、右回頭をして南東進し、約1M東方の対岸までの水域の中央付近（以下「本件水域中央付近」という。）に向かう体勢で乗り揚げた。</p> <p>本件ふ頭から水島航路に向かう船舶は、通常、可航水域を南進後、対岸の南端西方沖で左転し、東進して同水道入り口に向かう経路を航行している。</p> <p>本船の喫水は、船首が約2.7m、船尾が約3.4mであった。</p> <p>本件ふ頭から本件浅所（2m等深線）西端まで約400mで、本件</p>

	<p>浅所南西端の西方約60mに本件標識があり、本件ふ頭と本件標識との間が可航水域とされている。</p> <p>本船は、船舶代理店が手配したタグボートにより離礁した。</p>
分析	<p>本船は、本件ふ頭と本件標識との間が可航水域とされている状況下、離岸して速やかに東方に右転後、少しずつ右転して本件水域中央付近に航進しようとし、船長が本件浅所を知らずに本件浅所に向かって航行を続けたことから、乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、本件ふ頭を離岸後、右回頭をして南東進後、本件水域中央付近に至ったところで右転して南進し、対岸の南端西方沖で左転し、港外に向かおうとした可能性があると考えられるが、船長の操船の状況及び本件標識の認識の状況について明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件ふ頭と本件標識との間が可航水域とされている状況下、離岸して速やかに東方に右転後、少しずつ右転し、船長が本件浅所を知らずに本件浅所に向かって航行を続けたため、乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港しようとする船舶の船長は、必ず水路調査を行い、浅所を把握するとともに、各標識の意味及び状況を理解して自船の可航水域を確実に把握すること。